

農業者年金業務委託手数料のうち活性化組織割手数料の取扱いについて(抜粋)
(平成27年2月27日付 企画調整室長通知)

【活性化組織割手数料の交付の趣旨】

活性化組織割手数料は、活性化組織の役員等が行う加入推進活動を含む制度普及活動を支援する経費の一部として市区町村へ交付するものです。

【交付対象組織の要件】

- (1) 定款又は規約、役員、事業計画及び年度予算を備えていること。
- (2) 農業者年金加入者・受給者組織（支部組織を除く。）等で、農業者年金制度の啓発・普及や戸別訪問等の加入推進活動が定款又は規約の事業（又は活動）として位置付けられていること。

【活性化組織割手数料の執行方法】

組織毎に次のいずれかの方法により執行すること。

- (1) 農業委員会が当該組織の事務局を担い、市区町村自らが活性化組織の役員等が行う加入推進活動を含む制度普及活動を支援する経費の一部として支出又は、農業委員会が活性化組織の事務局を担っているが、市区町村の裁量権により活性化組織の役員等が行う加入推進活動を含む制度普及活動を支援する経費の一部として活性化組織へ補助金として交付すること。
- (2) 農業委員会以外の組織が活性化組織の事務局を担っており、市区町村の裁量権により活性化組織の役員等が行う加入推進活動を含む制度普及活動を支援する経費の一部として、当該組織（事務局）へ補助金として交付すること。

【活性化組織割手数料を補助金として交付する場合の要件】

- (1) 各市区町村において活性化組織に対する補助金に係る交付規則や交付要綱等が定められていること。
- (2) 活性化組織から補助金交付申請書及び実績報告書（収支精算書を含む。）の提出を求めるなど、一連の補助金交付手続きにより執行すること。

報告に当たっては、従来交付対象としていた活性化組織についても、上記の趣旨、要件等を満たしたうえで交付を希望している組織かどうか再度確認いただくようお願いいたします。